

【第1条 適用範囲】

- 1.管理者が、利用者（以下、お客様）との間で締結する利用契約及びこれに関連する契約は、この約款及びこの約款と一体となる規則（以下、利用規則）の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。なお、当施設でのチェックイン時にお客様にお渡しする案内ファイルや場内の掲示物に記載している場内ルールは、利用規則の一つとします。
- 2.当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

【第2条 利用契約の申し込み】

- 1.当施設に利用契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 代表者の氏名、住所、連絡先
- (2) 利用日、泊数、人数、利用者の性別などの区分
- (3) 交通手段
- (4) その他、当施設が必要と認める事項

前項の申出内容に変更が生じた場合、お客様は速やかに変更後の内容を当施設に申し出るものとします。

【第3条 利用契約の成立等】

- 1.利用契約は、当施設が定める方法（ホームページ、電話予約、予約サイト等）での予約申し込みが完了し、予約番号が発行された時点で成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
次の各号に定める事由に該当する場合、当施設は当該お客様にかかる申し込みを、実際には利用する意思がないにもかかわらず申し込みがなされたものとして取り扱うことができるものとします。その場合、利用契約を解除し、その時点での違約金を申し受けます。

- (1) 前条1項に基づき申し出のあった連絡先への連絡を試みても、利用日当日の午後18時までに連絡が取れなかったとき。
- (2) 当施設からの連絡を拒否されたとき。

【第4条 利用契約締結の拒否】

施設は次に掲げる場合においては、利用契約の締結に応じないことがあります。

- 1.利用の申し込みが、この約款によらないとき。
- 2.満場により施設の余裕がないとき。
- 3.利用しようとする者が、利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 4.利用しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者、その他の反社会的勢力。
 - (ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - (ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
- 5.利用しようとする者が、他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- 6.利用しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

- 7.利用に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 8.天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用させることができないとき。
- 9.利用する権利を譲渡する目的で、利用申し込みをされたとき。
- 10.保護者の許可のない未成年者のみが利用される場合及び 18 歳未満のみで利用されるとき。
- 11.沖縄県、および恩納村の定める条例の規定に反するとき。
- 12.刺青を過剰に露出し、他のお客様を不安に思わせたり恐れさせたりする利用をされるとき。

【第 5 条 お客様の契約解除権及び違約金（キャンセル料）】

- 1.お客様は、当施設に申し出て、利用契約を解除することができます。
- 2.当施設は、お客様がその責めに帰すべき事由により利用契約の全部又は一部を解除した場合、当施設が定めるキャンセル規定に従い違約金（キャンセル料）を申し受けます。
- 3.当施設は、お客様が連絡をしないで利用日当日の午後 18 時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 1 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その利用契約はお客様により解除されたものとみなして処理することがあります。

【第 6 条 当施設の契約解除権】

- 1.当施設は、次に掲げる場合においては、利用契約を解除することがあります。
 - (1) お客様が利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) お客様が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
 - ロ、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ、法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
 - (3) お客様が他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) お客様が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 利用に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により利用させることができないとき。
 - (7) 当施設設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
 - (8) 保護者の許可のない未成年者のみが利用される場合及び 18 歳未満のみで利用されるとき。
 - (9) 犬に限らず他のお客様に恐怖心・危害を加える可能性のある動物をお連れの場合。
 - (10) 当施設が定める利用規則に違反したとき。

2.当施設が、前項の規定に基づいて利用契約を解除した場合で、かつ、お客様の責に帰すべき事由の場合には、お客様が未だ提供を受けていない利用サービス等の料金も含めて返金いたしません。ただし、天災等の不可効力に起因する事由の場合にはその限りではありません。

【第 7 条 施設の利用時間】

- 1.当施設の利用時間は、当施設ホームページに定めるとおりとします。
- 2.当施設は、前項の規定にかかわらず、同項が定める時間外の施設の利用に応じることがあります。この場合には当施設が定める追加料金を申し受けます。

【第 8 条 営業時間】

1.当施設の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は、当施設ホームページ、案内ファイル、当施設内の掲示等で御案内いたします。

(1) 管理棟 午前 9 時から午後 6 時

2.前項の時間は、時期やその他やむを得ない場合には変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

【第 9 条 料金の支払い】

1.お客様が支払うべき利用料金等の内訳は、当施設ホームページや電話予約での案内時に表示、提示するものとします。

2.前項の料金等の支払いは、通貨（日本円に限る）又はクレジットカード等、これに代わり得る当施設が認めた方法により、チェックインの際又は当施設が請求した時におこなっていただきます。

3.当施設がお客様に利用施設を提供し利用が可能になったのち、お客様が任意に利用しなかった場合においても、利用料金は申し受けます。

【第 10 条 当施設の責任】

1.当施設は、利用契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2.当施設は、万一の事象に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

3.当施設内における、自然災害、自然物による事故・傷害に関しては一切の責任を負いません。

【第 11 条 契約した施設の提供ができないときの取り扱い】

1.当施設は、天候などの事由によりお客様に契約した施設を提供できないときはお客様の了解を得て、他の宿泊及び日帰り利用施設をあっ旋するものとします。

2.当施設は、前項の規定にかかわらず他の施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料をお客様に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、施設が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

【第 12 条 物品・現金等の取扱い】

お客様が当施設に持ち込みになった物品並びに現金についての、毀損・汚損・紛失・盗難等の損害について、当施設は一切の賠償はいたしません。ただし、当施設の故意又は重大な過失により損害が生じたときは、その限りではありません。

【第 13 条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

1.お客様がチェックアウトしたのち、お客様の手荷物又は物品等が当施設の了解なく残されていた場合、原則としてお客様が廃棄したものとして処分いたします。ただし、当施設が貴重品に相当すると判断した物については、一定期間保管し、その後最寄の警察署に届けるなどの措置を行うことがあります。

2.当施設は、了解なく残されていた手荷物又は物品等について、内容物の性質に従い適切に処理を行うため、その中身を任意に点検できるものとし、お客様がこれに異議を述べることはできないものとします。

【第 14 条 駐車場の責任】

お客様が、当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって車両の管理責任まで負うものではなく、車両の滅失、毀損等の損害について一切の賠償はいたしません。ただし、当施設の故意又は重大な過失により損害が生じたときは、その限りではありません。

【第 15 条 お客様の責任】

お客様の故意又は過失、本約款若しくは利用規則に違反する行為等、お客様の責に帰すべき事由により、当施設が施設の清掃、修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被ったときは、お客様は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

【第 16 条 利用エリアへの入場について】

当施設は次の各号に定め場合において、お客様のチェックイン後であってもお客様の許可なく利用することがあります。

1. 清掃等、各種サービスを提供するとき。
2. 法令の規定、利用規則、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
3. 警察・消防の指導に従い、必要と判断されたとき。
4. 建物・設備の保全上必要があると判断されたとき。
5. お客様の安否確認・安全確保のため必要と当施設が判断したとき。

【第 17 条 お客様への情報確認について】

当施設はお客様へサービスを提供するため、次の事項について、電話、メール、施設ご利用時、又はその他適当な方法をもって確認をすることがあります。

1. 予約内容
2. 氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報
3. その他、当施設が必要と認める事項

【第 18 条 本約款の変更】

1. 本約款の内容について、営業を行う上で必要であると判断した場合、事前に予告なく内容変更することがあります。
2. 本約款の変更は、変更後の約款を当施設ホームページ等に掲載し、掲載時から適用するものとします。
3. 約款の変更以前に利用契約が成立していた場合、当施設利用日時点で有効な本約款及び利用規則が適用されるものとします。

【第 19 条 ご予約について】

1. ご予約の際は、当約款を必ずご確認ください。
2. すべてのご予約は、当利用約款への同意がされていると判断いたします。
3. キャンプ場は通年営業（一部臨時休業あり）となります。
4. キャンペーン時や繁忙期など料金体系が異なる場合がございます。ホームページ上にてご確認ください。
5. 電話予約は利用日の 3 日前より可能です。
6. テントのご利用は 1 つのテントあたり最大 4 名様まで（添い寝のお子様含む）となります。5 名様以上のご利用の際は、テントを 2 つご予約ください。また、その際は 2 回に分けてご予約をお願い致します。
7. 度重なるご変更は、他のお客様の機会損失になりますのでご遠慮ください。
8. 悪質であると判断されるご予約は、施設元の判断により削除させて頂く場合がございます。
9. 全てのご予約について管理者は内容変更、削除の権限を有するものといたします。

【第 20 条 キャンセル規定について】

予約のキャンセルについて、以下の通りキャンセル料が発生いたします。

キャンセル料のお支払い方法につきましては、お振込みとさせていただきます。

ご不明な点はお問合せください。

«振込先：沖縄銀行 恩納支店（普通）1198685 有限会社ナビー»

◆利用日当日より3日前 0：00～前日 23：59 まで：50%

◆利用日当日 0：00 以降：100%

◆不泊：100%

【第 21 条 キャンセル料の対象外対応について】

以下の場合に限り、キャンセル規定の対象外となります。

1. 1 テントあたりの利用人数の変更
2. 内容変更等に関わるキャンセル
3. 気象庁による当該地域（沖縄県恩納村）が台風の暴風域に入ると予報される場合。または、当施設周辺に影響があると判断した場合
4. 気象庁により当該地域へ何かしらの気象警報が発令され、風速・雨量等の予報によりキャンプ場及び周辺地域に影響が出ると判断した場合
5. その他、管理者側による判断でキャンプ場を閉鎖する場合、または、施設の一部を閉鎖する場合。

※悪天時の対応につきましては、気象庁の予報をもとに順次判断いたします。当施設の判断前にキャンセルされた場合は、キャンセルポリシーが適用されます。

【第 22 条 場内の利用について】

1. 場内利用の際は、管理棟にてチェックインのお手続きが必要となります。
2. お子様（中学生以下）のご利用に際しては保護者、または責任のある人物の同伴が必要です。また高校生以上 18 才未満のみでのご利用の場合は保護者の同意書をご提出いただきます。